

「標準引越運送約款」のポイント

スムーズなお引越しのために必ずお読みください

知って得する情報満載



1 標準引越運送約款を確認してください

- この約款は、引越事業者(緑ナンバーのトラック運送事業者)により行う一般家庭の引越に適用されます。
【第1条1】
- 見積りを行ったときは、見積書をお客様に発行します。
【第3条2】
- 見積り時にお客様に対して、この約款を提示します。
【第3条6】



2 見積料は請求しません

- 引越事業者は、見積料を請求しません。(ただし事前にお客様の了解を得た場合には、下見に要した費用をいただくことがあります。)
【第3条4】
- 引越事業者は、見積の際に、内金、手付金などを請求しません。
【第3条5】



- 引越事業者は、荷物を受け取るとき(引き渡し後)に見積書に記載された支払方法により、お客様から運賃等を收受します。
【第19条1】
【第19条5】



3 荷造りなどの作業内容について

- 引越事業者は、見積書を作成する際に、お客様と引越事業者が行う作業内容を確認します。
【第3条2八】
- お客様は、荷物の重量、性質、運送距離等に応じ、運送に適するように荷造りをしなければなりません。
【第7条1】
- お客様からの要望で引越事業者が荷造りをする場合、お客様が費用を負担します。
【第7条3】



4 お断りする場合がある荷物があります

- お客様で運んでいただきたいもの。
【第4条2一】

現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑など



- 引受できない場合があります。
【第4条2二～三】



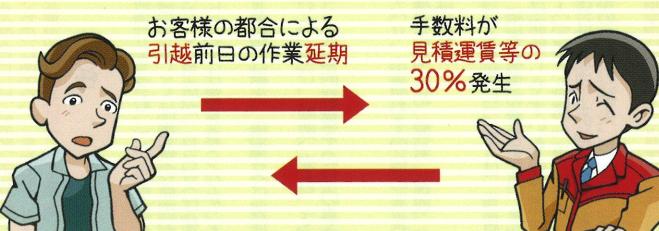
5 引受できない場合の荷物や、壊れやすい物は事前に申告してください 【第8条】

「ポイント4」のものや、パソコンなどの電子機器、変質もしくは腐敗しやすいもの等、運送上の特段の注意が必要なものについては、事前に引越事業者へ申告をしてください。



6 解約・延期手数料について

- お客様の都合により、引越を解約・延期した場合は、解約手数料又は延期手数料を請求します。
【第21条】



解約・延期手数料

前々日のご連絡	前日のご連絡	当日のご連絡
見積書に記載した見積運賃等の 20%以内	見積書に記載した見積運賃等の 30%以内	見積書に記載した見積運賃等の 50%以内

※解約手数料とは別に、引越事業者が既に実施し、又は着手した附帯サービスに要した費用(見積書に明記したものに限る。)を收受します。
【第21条3】

※引越事業者は、見積書に記載した荷物の受取日の3日前までに、お客様に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。
【第21条1】
【第3条7】

7 引越し前と引越し後に確認してください

- 発地では、住宅に荷物が残っていないか、壁や床にキズがないか、確認しましょう。

- 着地では、トラックに荷物が残っていないか、住宅の壁や床にキズがないか、確認しましょう。

引越し前の住宅



8 荷物の破損や紛失は、3ヶ月以内にお知らせください

- 引越事業者の責任は、お客様へ荷物を引き渡した日から3ヶ月以内にご連絡がない場合、消滅します。
【第25条1】



